

令和6年6月
長崎県警察本部

犯罪被害者等給付金の支給の裁定に係る審査基準について

1 規則等の題名

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第11条第1項の犯罪被害者等給付金の支給についての裁定に係る審査基準

2 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

警察庁において、今回の審査基準と実質的に同一内容の「犯罪被害給付制度事務処理要領案」について既に意見公募手続を実施していることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第5号の規定に基づき意見公募手続を実施しませんでした。

3 制定日

令和6年6月27日